

## 門真市庁舎エリア整備基本計画（案）に対するパブリックコメント結果について

### 1. 案件名

門真市庁舎エリア整備基本計画（案）

### 2. 意見等募集期間

令和8年2月2日（月）～2月24日（火）

### 3. 実施機関（担当所管課）

(1) 名称：まちづくり部庁舎エリア整備課

(2) 電話番号：06-6902-6379

### 4. 閲覧場所

庁舎エリア整備課（市役所別館2階）、市役所本館1階入口、市情報コーナー（市役所別館1階）、保健福祉センター、南部市民センター、門真市民プラザ、市立公民館、老人福祉センター、高齢者ふれあいセンター、くらしの相談窓口（そよら古川橋駅前3階）、リサイクルプラザ、ルミエールホール、市立総合体育館、市ホームページ

### 5. 受付した意見等の件数

合計3件

### 6. 意見等に対する考え方

下表のとおり

※下表の「提出された意見等」の内容は提出されたご意見を原文のまま記載しています。

	提出された意見等	意見等に対する市の考え
1	<p>まず、庁舎の外観の見栄えに注目がいくと思いますが、災害時に、庁舎エリアが耐震機能などに加え、より伸びしろのある構想により、市職員や市民が一丸となって、子どもも高齢者であっても障がいがあってもみんなで助かるための防災拠点となり、それぞれ特性のある人も尊厳が守られるような計画の避難生活へとつなげていただきたいです。</p> <p>今後、世代交代してデジタル化が進み、統一した情報を発信しやすくなると思いますが、世代が変わっても高齢者・障がい者は必</p>	<p>庁舎エリアが災害時に防災拠点として機能するよう引き続き検討を進めてまいります。また、誰もが分かりやすく利用しやすい庁舎エリアとなるようサイン計画や公園施設について引き続き検討を進めてまいります。いただいたご意見に基づく計画（案）の修正は行いませんが、今後、設計段階で検討していく際の参考意見とさせていただきます。</p>

	<p>ずいらっしゃるので、庁舎内は心地よい色合いで、ピクトグラムなどで分かりやすく表示していただき、公園の休憩スペースが庁舎の軒下の片側だけでなく、木陰や屋根付きベンチ・東屋が数カ所あれば、誰にでもやさしい居場所になるのではないかと思います。</p> <p>気になることとして、庁舎エリア付近の市民は期待を持ちますが、門真団地や南側の市民は、「遠いうえに交通手段も少なく敢て行こうとも思わないし何の恩恵も受けない。」という厳しい意見も聞きました。</p> <p>実際、庁舎近くに住んでいると南側の施設を利用することの不便さをいつも感じているところですので、門真市民が新庁舎エリアを公平に利用できるように交通手段の課題を解決していただきたいと思います。</p>	<p>交通手段の課題については、本基本計画(案)に対する意見ではなく、市政へのご意見と捉え、(案)の修正は行いませんが、今後、施策を検討していく際の参考意見とさせていただきます。</p>
2	<p>庁舎エリア整備計画の達成を期待します ⑤新庁舎について</p> <p>「防災機能の充実」や「可能な限りの木材質の利用」は実行していただきたいと思う。</p> <p>現在の庁舎本館はロビーもなく別館も玄関先で立ち話するくらいでロビーと言えるスペースが無く、複数人で来庁した時に長くは居づらい思いをしたことがあるので新庁舎では、所用が済んだ後も談話ができるようなスペースがあればいいのと感じていたがカフェスペースのような計画があるようで助かります</p> <p>この基本計画とは離れますが、駅近に住んでいる者にとっては庁舎、防災・避難場所も備えた公園、広場ができることは非常にありがたいが、市の南部東部の人は交通の便が悪いので、少々のことでは出かけにくいと、聞いたことがあるので巡回バスをもっと身近に利用できるように再考してもらえればいなど感じました。</p>	<p>災害時の防災拠点としての機能及び木質化の促進、心地の良い待合スペースや来庁者が気軽に利用できるスペースについて、引き続き検討を進めてまいります。いただいたご意見に基づく計画(案)の修正は行いませんが、今後、設計段階で検討していく際の参考意見とさせていただきます。</p> <p>巡回バスの再考については、本基本計画(案)に対する意見ではなく、市政へのご意見と捉え、(案)の修正は行いませんが、今後、施策を検討していく際の参考意見とさせていただきます。</p>

3	<p>26 頁、各施設の配置計画について この範囲全てを敷地内禁煙として下さい。 Living, Well-being のためです。タバコには 致命的有害物質が多量に含まれていますの で、Living ではなく Dead, Well-being では なく、Ill-being ですね。受動喫煙防止のため、 完全禁煙として下さい。現在は車庫の北 側に煙が垂れ流しの喫煙所があつて、その北 側の中町公園で遊ぶ子どもらが受動喫煙に 晒されています。また駐車場の隅にも JT が 寄付した煙ダダ漏れ喫煙所がありますが、こ の場所もこの際、庁舎敷地内と整理して、大 阪府受動喫煙防止条例 8 条の規定のとおり、 撤去の上、敷地内禁煙とすべきです。</p>	<p>庁舎敷地については、大阪府受動 喫煙防止条例の第一種施設に該当 することから、敷地内全面禁煙に努 めるとされています。また「望まな い受動喫煙」をなくすという観点か ら、その他の敷地についても禁煙措 置や喫煙場所の特定、掲示等の必要 な対策を講じてまいります。いただ いたご意見に基づく計画（案）の修 正は行いませんが、今後、設計段階 で検討していく際の参考意見とさ せていただきます。</p>
---	---	--